



事前登録制度とは？

認知症や障がい等により、行方不明になる可能性のある方を、希望により事前登録しておくことで、早期発見・保護するための制度です

登録の対象者

市内にお住まいで行方不明になる可能性があり、次のいずれかに該当する方

- ① 認知症の高齢者（申請時点で65歳以上の方）
- ② 若年性認知症の方
- ③ 精神障がい又は知的障がいのある方
- ④ その他、市長が必要と認める方

登録の方法

米子市長寿社会課に申請書と写真（顔写真と全身）を提出してください

- ・申請できるのは、本人又は家族です。
- ・申請書の様式は市ホームページに掲載しています。

登録すると

登録した情報は市と警察署とで保管し、行方不明になった場合の早期発見等に役立てられます

もしも行方不明になったら…

ためらわず、早めに交番や警察署へ連絡してください！

鳥取県の「あんしんトリピーメール」では行方不明者の無線放送の内容等を入手することができます。
右のQRコードから登録に必要なメールを作成できます。

